

## 第41回 パイプカット後の妊娠

北海道医師会顧問弁護士 黒木俊郎  
黒木法律事務所 弁護士 加畑裕一郎

Q. 泌尿器科クリニックの院長ですが、約1年前に精管結紮術（パイプカット）による断種治療を行った患者Aとのトラブルについて質問します。

## 1. 手術に至る経過

Aは2児の父であり、「夫婦の話し合いで今後は子供を作らないことにした」とのことで、パイプカットを希望して当院を受診しました。当院では、手術の内容・合併症・費用などに関する説明を行ったうえで、Aと妻Bから手術の同意書を得ました。また、「パイプカットをすれば、絶対に妊娠しないというわけではなく、ごく稀に、0.01～0.1%の確率で精子が漏れることがあるので、手術の1ヶ月後に精液検査をしておく必要がある。」との説明もしたうえで、手術を行いました。

## 2. 術後の経過

手術は順調に終了し、Aは喜んで帰って行きましたが、1ヶ月後の精液検査には来院せず、その後の受診もありませんでした。

ところが、先日、Aから「妻Bが妊娠した。これは手術のミスではないか」とのクレーム電話があり、今週末に夫婦で当院に来て面談することになりました。

## 3. クレームに対する当院の見解は、下記の通りです。

- ① 手術は成功しており、当院のミスではない。
- ② 術前に「パイプカットをすれば、絶対に妊娠しないというわけではなく、ごく稀に精子が漏れることがある」という説明もしているため、当院に責任はない。
- ③ パイプカット後に精子が漏れる確率は極めて低いので、今回の妊娠は、Bの不倫による可能性の方が高いと思われる。

## 4. 当院では、A B夫婦の面談の際に、この見解を説明するつもりですが、これで良いでしょうか。また、当院の説明に相手が納得しない場合、どうすれば良いでしょうか。

A. 1. 当院の見解の①②には、異論はありません。しかし、③は、絶対に口にすべきではないと考えます。そのような発言は、今回の紛争の円満解決に役立たないばかりでなく、A B夫婦間の信頼関係を侵害する不法行為であり、慰謝料請求の原因となるからです。末尾で紹介した参考裁判例でも、医師の手術上の過失を否定しながら、③の説明に関しては、医師に慰謝料支払義務があるとの判断を示しています。

## 2. 当院の見解で欠けている点

今回の経過で、最も重要なポイントは、Aが1ヶ月後の精液検査に来院せず、その後も受診していないことです。もし、Aが精液検査を受けていれば、精子が漏れている事実を発見できた可能性があり、妊娠を避けることもできたかもしれません。その点において、Aには、重大な過失がありますので、週末の話し合いでは、その点を指摘する必要があります。

## 3. こちらの説明に相手が納得しない場合の対策

相手が納得しない場合には、何度も面談を続ける必要はなく、すみやかに話し合いを打ち切るべきです。また、その場合には、当院の見解を文書に整理して渡しておくことをお勧めします。A Bが訴訟などの法的手段を取るため弁護士に相談に行った場合、弁護士がその文書を見れば、訴訟を勧めない可能性があるからです。

## 質 疑 応 答

**弁護士**：「パイプカット後に精子が漏れる確率は極めて低い」と言われますが、医学的には、どうして精子が漏れるのですか。

**医師**：精管の結紮部に肉芽腫が発生し、その破れやすくなった部位から、精子が漏出する現象が生じる可能性があります。しかし、その確率は、0.01～0.1%だと言われておりますので、私は、Bの不倫の方が、よほど、確率が高いと考えています。

**弁護士**：しかし、そのような推測を夫婦に話すことは、礼を失するばかりでなく、夫婦間の亀裂を招くので、医師としては、絶対に避けるべきです。参考判例のケースでは、被告医師が「その子供は、99.9%Aの子供ではない」とまで言ってしまったため、原告Aが妻Bに不貞の疑いを持ち、暴言・暴行を行うようになったとのこと。この事実があったからこそ、原告夫婦が被告医師を提訴したものと思われま

**医師**：なるほど。それでは、③の説明はやめませんが、①②の話だけで相手は納得するでしょうか。

**弁護士**：③の代わりに「Aが術後の精液検査を受けていれば、精子が漏れている事実を発見できた可能性があり、検査を受けなかったのは、Aの過失だ」という点を指摘したら、どうですか。

**医師**：なるほど。精液検査で精子が漏れている事実を発見できていれば、Bの妊娠を避けることができたでしょうね。しかし、「検査を受けなかったのは、Aの過失だ」とまで言うとは、Aを怒らせる心配はありませんか。

**弁護士**：たとえAを怒らせても、この点は、明確に指摘すべき真実であり、Aに訴訟を思いとどまらせるには、文書で明確に指摘する必要があります。

**医師**：参考判例を読むと、提訴前に被告医師が原告夫婦に合計300万円以上のお金を支払っていますね。

**弁護士**：そうですね。

**医師**：被告医師が多額のお金を支払っているのに、訴訟になったことが理解できません。

**弁護士**：医事紛争をお金で解決する場合、正式の示談書に調印してから、示談金を支払うのが原則です。ところが、参考判例の事件では、被告医師は、原告夫婦と示談もせずにお金を段階的に支払ったために、紛争の最終解決にならなかったものと推測されます。

**医師**：なるほど。すぐお金を払えば、紛争が解決するというわけではなく、示談書調印という手続きが重要な意味を持つということですね。

**弁護士**：その通りです。

### 参考裁判例

仙台地裁平成22年9月30日判決

#### 1. 裁判に至る経緯

年月日	事実経過
平成15年6月	AとBが婚姻。2人の子供をもうけた。
平成18年4月17日	Aは、断種治療を受けるため、被告クリニックを受診して、医師Cから断種治療の説明を受けた。医師Cは、術式、手術に要する時間、避妊術として100パーセント確実なものではなく、術後に妊娠する可能性もわずかにあること、精液検査を実施して残存精子がないことを確認した後でなければ妊娠しないとはいえないことを説明した。
同年4月20日	AとBが被告クリニックを受診し、精管結紮術の実施に同意をしたので、同日、手術を実施した。
平成20年2月	Bが産婦人科を受診したところ、妊娠が判明した。
同年3月	AとBは、被告クリニックを訪れ、医師Cに対して、Bが妊娠したことについての説明を求めたところ、医師CはA、Bらに対して「その子供は99.9パーセントAの子供ではない」旨の発言をした。Bは、Aから不貞の疑いをかけられ暴言・暴行を受けるに至ったため、自らの身の潔白を証明すべく出産を決意した。
同年5月	医師Cは、A、Bらに対し、出産費用および今後の生活費として100万円を支払った。
同年6月	Bが第3子を出産したので、医師Cは、A、Bらに対して出産費用相当額として18万1,520円を支払った。
同年7月	DNA鑑定の結果、第3子が、AとBの子供であることが確認された。
同年8月	DNA鑑定の結果を受け、医師Cは、A、Bらに対して、200万円を支払った。
同年12月	A、Bが被告クリニックに対して、損害賠償請求訴訟（請求額原告A500万円、原告B1,400万円）を提起した。

#### 2 判決の要旨

裁判所は、手術上の過失は否定したが、被告医師Cが「その子供は、99.9%Aの子供ではない」と発言した点は、説明義務違反であると判断し、Cには、合計300万円の慰謝料支払義務があると認定した。ただし、被告は裁判前に原告らに対して解決金318万1,520円を支払済みであり、これにより債務は消滅していると判断し、原告の請求をすべて棄却した。